

国民健康保険の保険証更新が近づきました

国保は4月からカード式の保険証になります

国民健康保険に加入している皆さんが、現在使用している国民健康保険被保険者証および退職被保険者証は、有効期限が3月31日までになっています。新しい保険証は1人に1枚のカード式のものになり、3月下旬に郵送します。

年度途中で後期高齢者医療制度に移行する人や退職者医療制度から一般の国民健康保険に移行する人は、年度途中までの有効期限です。なお、更新については、別途ご案内します。4月1日から後期高齢者医療制度に移行する人には、国保の保険証は送付しません。

「マル学」保険証は更新が必要です

学生用保険証「マル学」をご使用の人は、更新手続きを健康課または最寄りの支所市民サービス課で行ってください。更新には学生証のコピー（または在学証明書）、印鑑（新規の学生は4月1日以降に受付を始めます）を持参してください。

国民健康保険税が未納となっている世帯には、別途通知します。

国保の届け出は14日以内に！

春は就職・転職・転入・転出など、異動の多い時期です。忘れずに国保の手続きを行ってください。

	こんなとき	必要なもの
国保に加入するとき	他市区町村から転入したとき	印鑑、転出証明書 転入手続きをとってください
	職場の健康保険をやめたとき (退職時・任意継続保険脱退時)	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑、国民健康保険被保険者証、預金通帳
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書
	外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書
国保をやめるとき	他市区町村へ転出するとき	印鑑、国民健康保険被保険者証
	職場の健康保険に加入したとき	印鑑、国民健康保険被保険者証、加入した健康保険の保険証
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑、国民健康保険被保険者証、保護開始決定通知書
	死亡したとき	印鑑、国民健康保険被保険者証、死亡を証明するもの、預金通帳
	外国籍の人が脱退するとき	国民健康保険被保険者証、外国人登録証明書
その他	退職者医療制度に該当したとき	印鑑、国民健康保険被保険者証、年金証書
	住所、氏名、世帯主が変わったとき	印鑑、国民健康保険被保険者証
	世帯を分けたとき / 世帯を一緒にしたとき	
	国民健康保険被保険者証を紛失したとき	印鑑、本人確認ができるもの(運転免許証など)
就学により別に住所を定めたとき	印鑑、国民健康保険被保険者証、在学証明書など	

職場の健康保険をやめたとき、加入したときなどの手続きの際には、年金の手続きも必要となる場合がありますので、年金手帳もご用意ください。

出産育児一時金、葬祭費の支給申請に必要ですので、通帳（郵便局以外）をご持参ください。

届け出が遅れると

加入の届け出が遅れると、保険税は被保険者の資格を得た日までさかのぼって納めなければなりません。その間にかかった医療費は全額自己負担になります。

また、国保をやめるとき届け出が遅れると、保険税を二重に支払ってしまうこともあります。

上記の表のような異動があったときは、必ず14日以内に届け出ましょう。

75歳以上の
皆さんへ一定の障害のある
65歳以上の人

後期高齢者医療被保険者証を送付します

4月から後期高齢者医療制度が始まります。後期高齢者医療の被保険者1人ひとりに、4月1日から使用していただく被保険者証を「配達記録郵便」で3月中旬に送付します。老人保健の限度額適用・標準負担額減額認定証や特定疾病療養受療証をお持ちの人には、後期高齢者医療用を「普通郵便」で送付します。

「配達記録郵便」

郵便局の配達員が直接手渡しで配達する方法で、安全で確実にお手元に届きます。受け取りには受領印が必要です。

配達時に不在の場合、郵便局の配達員が「不在連絡票」を郵便受け等に入れますので、連絡票に記載されている郵便局に都合のよい日を連絡するか、直接郵便局でお受け取りください。

郵便局での保管期間（不在連絡票に記載されている期限）が過ぎた場合は、健康課でお受け取りください。

被保険者証は

カードサイズで、浅葱（あさぎ）色です。紛失等には十分ご注意ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証は、今までどおりの大きさで白色です。

被保険者証等を受け取ったら

被保険者証等に記載されている内容に間違いがないか確認してください。記載内容は、2月下旬のデータを基に香川県下一括で作成していますので、その後、変更があった人は、健康課へ申し出てください。

老人保健医療受給者証等の返還

現在、お持ちの老人保健医療受給者証、国民健康保険や被用者保険の被保険者証等は、4月1日以降は使用できませんので、発行元の保険者等へ返してください。

喪失手続きが必要な場合があります。

保険料の納付方法は ~ 保険料は1人ひとりが納めます ~

保険料の納付方法は、受給している年金の額や種類等によって、納付書で納める普通徴収と年金から天引きされる特別徴収に分かれますが、原則として特別徴収となります。

特別徴収の対象者には、4月初旬に通知書を送付します。また、普通徴収の対象者には、確定賦課後の7月初旬に納付書等を送付します。

問い合わせ 健康課 73 3014
県後期高齢者医療広域連合事務局 087 811 1866

歯のだべり場in 詫間

日時 3月24日(月) 午後2時 ~ 場所 詫間福祉センター

当日、直接会場へお越しください。事前の検査を受けていなくても参加できます。事前に歯周病の検査を下記の日程で実施します。

歯周病検査

だ液で歯周病検査をします。
ガムを3分程度かんで、少しだ液を採取します。

日時 3月12日(水) 午前9時30分 ~ (予約制・検査は10分程度)

場所 詫間町福祉センター

予約先 健康課 73-3014

検査料 無料

結果 「歯のだべり場」でお渡しします。

楽しい歯磨き教室

日時 3月11日(火) 午前10時 ~

場所 三野町保健センター 和室

対象者 市内に住む1歳~3歳のお子さん
と保護者

準備物 使用しているハブラシ

参加費 無料

申し込み 不要



直接会場にお越しください。
託児等はありませんのでご了承ください。